投開票所電子機器賃貸借業務仕様書(統一地方選挙 R9)

1　業務名　　投開票所電子機器賃貸借業務
2　業務内容　　投開票所で使用する電子機器の賃貸借
3　納品及び回収場所　　発注者が指定する場所(吹田市役所等)
4　賃借物品　　別添「賃借物品一覧」のとおり
5　留意事項

（１）機器の納品・回収について

・初期設定を完了(すぐ使用できる状態)したものを納品すること。
・PC の納品(118 台)については、当日投票管理システムのインストール作業を行う行政システム（株）が別途指定する場所に納品すること。
・返却後は機器(PC・スマートフォン)のデータを復元不可能な状態に消去(初期化)し、適切に消去処理を行った旨の証明を書面で提出すること。

（２）機器の障害等の対応について

・各機器の障害等が発生した場合、速やかに代替機の納品等の対応ができるよう、現場対応の体制を整えること。

（３）スマートフォンについて

・単価に携帯電話の通話料等の諸費用を含むものとする。
・機器と番号の対照表も併せて納品すること。

（４）賃貸借品の破損時の対応について

・契約期間中の賃貸借品の破損について。発注者の故意または過失による場合を除き、受注者は発注者に対して修理費や損害賠償等の請求を行わないこと。
受注者が上記リスクに対応するために計上する費用（保険等に加入する場合の保険料や免責保証料等含む）はあらかじめ契約代金に含めるものとし、本業務完了後、機器の破損等の有無に関わらず、当該費用の精算及び返還は行わないものとする。

（４）その他

・別紙賃借物品一覧記載の納品及び回収の時間その他の詳細は、受注者及び発注者間で協議した上で決定する。
・その他、本仕様書に記載のない軽微な事項については、受注者及び発注者間で協議して決定する。